

滋賀県、幸福の科学学園・関西校に対して 地域住民参加の”学校関係者評価”の実施を求める

2015年3月3日開催の滋賀県議会の予算特別委員会において「私立学校振興対策費について」と題した質疑がありました。議会質問では、幸福の科学学園・関西校に個別で触れ、この学校法人申請の「幸福の科学大学」が2014年秋に設置審議で不可を受けたこと、大学設置審議は滋賀県・私学審議会に感じられた認可を前提とした審議ではなかったこと、滋賀県での認可時に付された知事コメントを改めて引用したうえで、下記のような趣旨の質疑が行われました。

[質問: 議員] 補助金交付に際し、学園の現状をどのように把握しているか?

[回答: 総務部長]

学校設置認可の際に、学園に対して地域住民から多くの懸念や不信感があった事は承知している。滋賀県としては、地域との信頼関係を築きながら発展していくことが望ましいと考えており、毎年の学校調査などの機会を捉えて、地域連携に前向きに取り組むことを要求している。**本年度は、教職員や保護者、地域住民等が学校運営について意見交換する”学校関係者評価”という制度の実施を求めた。**

[質問: 議員]

学校関係者評価の実施について、学園の回答は?

[回答: 総務課長]

学校関係者評価の実施・公表は「努力義務」。思うに前向きに検討はされていると思うが、**報告は無い。**



議会答弁の原文は、
まち連HPに掲載しています

知事「私学の公共性を高めることが重要」

三日月滋賀県知事は、先述の滋賀県総務部長らの答弁に先立って、「私立学校法に照らし、自主性を尊重しつつも、公立学校と同様に公教育の一翼を担っており、公共性を高めることが重要」としたうえで、「学校運営が適正にされているか実態を把握するとともに、必要な指導をしているところ」「法令遵守、経営の健全性や透明性等の観点を重視する」と述べました。地域住民を含めた意見交換の場を設定する「学校関係者評価」の実施は、滋賀県知事を含めて自ら取り組んでいると答弁した学校調査の中の指導として提起されており、実施する意義は大きいと言えそうです。



まち連だより



2015年
2・3月号



まち連HP

学園による名誉毀損訴訟の控訴審はスピード結審 ～那須校の教育実態を報じた記事を巡って～

東京地裁の”全面的な請求却下“という第1審判決を不服とし、学校法人・幸福の科学学園が控訴していた週刊新潮の記事を巡る裁判が2015年2月24日に東京高裁で行われました。控訴審は同日が第1回目の公判でしたが、同日で結審し、翌月の3月24日に判決が下されるというスピード審理となりました。

教育基本法への抵触行為を覆す学園の主張は無し

この裁判の発端は、2012年11月15日に発売された週刊新潮の記事で、那須校での教育実態が関係者の証言を引用しながら具体的にレポートされた事でした。第1審では、教育基本法に定める”特定政党を支持する政治教育の禁止”(第14条)や”特定の宗教のための宗教教育の禁止”(第15条)への逸脱について記事を踏まえた具体的な事例で存否も扱われ、学園が週刊新潮の主張を認めていたため、控訴審でどのような反論がなされるかが注目されていました。しかし、控訴審でそれらを覆す追加主張はありませんでした。

上記訴訟の第1審判決について、全文PDFが「やや日刊カルト新聞」にWeb掲載されています。下記URL、もしくは右のQRコードより閲覧いただけます。

[東京地裁・判決文PDF] <http://goo.gl/V7wWuB>



建築裁判日程のお知らせ

(日程)

第13回 2015年4月16日(木)11時00分

第14回 2015年6月4日(木)10時30分

(場所) 大津地方裁判所

顧問弁護団による法律相談

申込み窓口: 京都第一法律事務所

電話(フリーダイヤル): 0120-454-489

※プライバシーは厳守されます。

まち連・学習会開催のお知らせ

日時: 2015年4月19日(日) 会場: 仰木の里支所3階 大会議室

第1部: 14:00～15:00 幸福の科学学園・那須校の実態と関西校について

第2部: 15:15～16:45 仰木の里の地盤について、建築裁判の経過報告

2015年度まち連運営について

★仰木の里学区外にお住まいの方のご来場はご遠慮願います。